

様式第6号 (第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2022年 第7回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和4年7月25日(月)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前10時59分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	( 出席人数：18人 )			
		1	鈴木 宏	11	上原 美子
		2	小川 利雄	13	山崎 勇喜
		3	市川 大倫	14	大塚 房男
		4	新井 久義	15	飯島 優子
		5	萩原 勝	16	高橋 公彦
		6	池上 茂	17	伊藤 弘子
		7	川鍋 浩之	18	栗原 健次
		8	岡本 勉		
		9	横井 貞夫		
		10	福山 裕司		
	( 欠席人数：1人 )				
	12	水口 健二			
	事務局	( 出席人数：4人 )			
農業委員会事務局次長 寺林 敬峰		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会)：公開			
		日程2 農地法第5条(知事)：公開			
		日程3 租税特別措置法適格者証明：公開			
		日程4 農地利用最適化推進委員の辞任について：公開			

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 1</td> <td>上原 美子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 3</td> <td>山崎 勇喜</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 4</td> <td>大塚 房男</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 1	上原 美子	1 3	山崎 勇喜	1 4	大塚 房男
	議席番号	委員氏名							
	1 1	上原 美子							
	1 3	山崎 勇喜							
1 4	大塚 房男								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2022年第7回総会を開会いたします。</p> <p>今回は在任委員18名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、都市計画審議会について議席番号13番山崎勇喜委員より報告がございます。</p>
委員	<p>令和4年6月28日に都市計画審議会に出席したので、概要を報告いたします。審議事項は1点、特定生産緑地の指定に係る意見について、でございます。特定生産緑地とは、平成30年4月1日の生産緑地法の改正により当初指定から30年が経過する既存の生産緑地地区について、引き続き農地として管理することにより、生産緑地地区の指定の際に受けていた優遇や規制が10年間延長する制度でございます。審議会では賛成の決定がありました。</p> <p>次に報告事項として、初めに、春日部市都市計画生産緑地地区の決定の変更について、次に、北春日部駅周辺地区の都市計画の変更について、その次に今年度のスケジュールについて報告がありました。詳細は市ホームページの都市計画のページをご覧くださいと思います。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日9時30分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容は、</p> <p>議題として</p> <p>(1) 農地利用最適化推進委員の辞任について</p> <p>その他として</p> <p>(1) 農業委員会視察研修について</p> <p>(2) 農委だより第35号の発行について</p> <p>以上、3項目について協議しました。</p> <p>なお、議題1の農地利用最適化推進委員の辞任については議案第4号とし、追加議案として農業委員会総会に諮ることと決定いたしました。</p>
議長	<p>只今、運営委員長から追加議案の審議について報告がありました。お諮りいたします。先ほどの報告のとおり、本日の日程を変更し、議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、本日の日程を変更し、議題とすることに決しました。事務局より総会次第及び追加議案目録の配布をお願いします。
	(事務局による総会次第及び追加議案目録の配布)
議長	只今配布した総会次第、追加議案目録及び議事日程のとおり、 本日の議題は、 日程1 議案第1号、農地法第3条(委員会)、1議案4件 日程2 議案第2号、農地法第5条(知事)、1議案11件 日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明、1議案1件 そして、追加議案として 日程4 議案第4号、農地利用最適化推進委員の辞任について、 1議案1件 となります。
議長	次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号11番上原美子委員、13番山崎勇喜委員、14番大塚房男委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。
議長	次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。
議長	それでは、議事にはいります。 日程1、議案第1号、農地法第3条(委員会)を議題といたします。申請番号16番から19番について会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条(委員会)について、許可申請が4件ありましたので審議を求めます。議案書1頁をご覧ください。 申請番号16番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は世帯内の贈与です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。

書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号17番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号18番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号19番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。譲受人の居住地及び保有農地は杉戸町です。杉戸町の農業委員会に事務局が確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員に報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号16番及び18番について議席番号7番川鍋浩之委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号16番及び18番について一括して報告いたします。令和4年7月11日に、小川職務代理、小川推進委員と私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号17番について議席番号6番池上茂委員より担当推進委員

に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号17番について報告いたします。令和4年7月12日に、水口農業委員、石井推進委員、横川推進委員と私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号19番について議席番号17番伊藤弘子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号19番について報告いたします。令和4年7月7日に、横井農業委員、岡本農業委員、田口推進委員、上原推進委員、新井推進委員、古谷推進委員、事務局職員1名と私の計8名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号8番岡本勉委員より申請番号16番から19番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号16番から19番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号16番から19番について、事前審査委員の報告のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条（委員会）申請番号16番から19番を事前審査委員の報告のとおり許可と決しました。

議長 次に日程2、議案第2号、農地法第5条（知事）を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により、申請番号43番から53番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第5条（知事）について許可申請が11件ありましたので、審議を求めます。議案書2頁をご覧ください。

申請番号43番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は自動車整備業を営んでおり、転用計画は車両置場の拡張です。今まで現在の事業所敷地及び法人代表者自宅敷地には従業員車6台、社用車13台、整備車21台及び来客車2台の計42台分を確保し、使用していますが、敷地内に十分な通路幅と作業スペースが無いため、隣接する申請農地に車両置場を拡張したい、とのことです。拡張した車両置場には31台分を移動、さらに整備車4台分を増設して計35台分を置き、今までの車両置場は作業スペースを十分確保して活用する、とのことです。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和4年3月14日、既存施設の拡張として公告済の証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理の他、既設道路側溝に排水する計画で該当する土地改良区の同意書が添付されています。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号44番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は土木業を営んでおり、転用計画は資材置場の拡張です。現在は申請農地の隣地に資材置場を設置し、使用していますが、業績好調による経営規模拡大により現在の資材置場が手狭になったことから、今回の申請に至った、とのことです。現在使用している資材置場は引き続き使用するとのことです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として矢板を設置します。雨水は砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集

团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号45番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区及び近隣農家代表者の同意書が添付されています。資金計画については、親族からの融資で、融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書3頁、申請番号46番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の事前審査申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号47番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で自治会長発行の排水放流許可同意書が添付されています。資金計画については、金融機関の事前審査申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。



次に、申請番号48番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和4年3月14日付け自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の審査結果回答書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、申請番号49番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は卸売業を営んでおり、転用計画は倉庫の新設です。現在、杉戸町に倉庫を所有していますが、老朽化及び手狭なこと、また今後の商圈の拡大に向けた営業拠点として申請農地がふさわしいと考え、今回の計画に至った、とのことです。現在使用している倉庫は、許可後に売却予定とのことです。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の地区外証明書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理でオーバーフロー分は既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書4頁、申請番号50番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は設備業を営んでおり、転用計画は資材置場の新設です。現在賃借している資材置場は、建物が小さく資材が入りきらないこと、廃材を建物の周囲に置かざるを得ないため、近隣に迷惑をかけていること、また賃貸借契約が令和4年10月までとなっていることから、新たに資材置場を設置する計画です。現在賃借している資材置場には車を4台置いています。新しい資材置場に車の利用を示す図面が無く、現在代理人に確認中です。現在賃借している資材置場は返却の予定です。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発

行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

申請番号51番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の事前審査回答書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号52番と53番は譲受人が同一なので併せて説明いたします。申請番号52番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。

続いて、申請番号53番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。この2つの申請案件4筆分、合計489.75㎡を合わせて自己用住宅を建築する計画です。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。資金計画については、親族からの融資で、親族からの住宅建築資金譲渡約定書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号48番について議席番号17番伊藤弘子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号48番について報告いたします。

令和4年7月7日に、横井農業委員、岡本農業委員、田口推進委員、上原推進委員、新井推進委員、古谷推進委員、事務局職員1名と私の計8名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、申請番号52番について議席番号1番鈴木宏委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号52番について報告いたします。令和4年7月8日に、山崎農業委員、朝倉推進委員と私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号9番横井貞夫委員より申請番号43番から49番の事前審査の報告を求めます。

委員 先ず、申請番号43番、45番から47番及び49番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員4人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に申請番号44番について事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、申請農地は今年の耕作が行われておらず、短い雑草が生えておりました。申請農地に隣接している申請法人所有の資材置場には、別法人の看板が掲げられておりました。事務局が代理人に確認したところ、「土地は申請法人の所有だが、子会社の法人が資材置場を経営している。申請農地も子会社の法人が使用する予定」とのことでした。このことは申請書に添付された理由書に無く、また、申請法人と子会社との関係を示す書類は提出されておりません。また、理由書には「既存の資材置場が手狭なため、この度の申請に至った」とのことですが、現地確認の際に現況を確認したところ、利用されていないスペースが見受けられたため、手狭になっているとは言えない、と考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により不許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号48番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、

事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員4人の合議により許可相当とすることと決しました。

議長 次に、議席番号10番福山裕司委員より申請番号50番から53番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号50番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。事前審査の現地調査において、申請農地を確認したところ、雑草が生え、枯れている状況でした。事務局からの説明にもありましたとおり、申請農地は第一種農地であり、農地転用が原則不許可の地域です。本申請は第一種農地において、各法令で定められている不許可の例外規定に該当しないものとなります。以上のことから、事前審査委員4人の合議により不許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号51番から53番について一括して事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号44番、50番について、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。よって、申請番号44番、50番と、申請番号43番、45番から49番及び51番から53番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号44番、50番を事前審査委員の報告のとおり、不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号44

	<p>番、50番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号43番、45番から49番及び51番から53番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号43番、45番から49番及び51番から53番を事前審査委員の報告のとおり許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号14番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、租税特別措置法適格者証明について申請が1件ありましたので審議を求めます。議案書5頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。</p> <p>議案書5頁、申請番号14番。詳細は議案書のとおり。案内図は29頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は300日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号14番について、議席番号7番川鍋浩之委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号14番について報告いたします。令和4年7月11日に、小川職務代理、小川推進委員と私の3名で、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番福山裕司委員より申請番号14番の事前審査の報告を求めます。</p>

委員	申請番号14番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。  (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号14番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。  (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号14番について証明書を発行することと決しました。
議長	次に日程4、議案第4号、農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。
事務局	議案第4号、農地利用最適化推進委員の辞任について審議を求めます。追加議案目録の2頁をご覧ください。次の者が春日部市農地利用最適化推進委員を辞任することについて、農業委員会等に関する法律第23条の規定により春日部市農業委員会の同意を求めるものです。辞任願いのあった農地利用最適化推進委員は追加議案目録のとおりです。理由は令和4年7月20日付で、本人から辞任願いが提出されたことによるものです。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。  (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号、農地利用最適化推進委員の辞任について、原案のとおり同意することに賛成の委員の起立を求めます。  (全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号、農地利用最適化推進委員の辞任について原案のとおり同意することに決しました。

議長 次に、  
 日程5 報告第1号、農地法第3条の3（相続等による権利移動）  
 日程6 報告第2号、農地法第4条（届出）  
 日程7 報告第3号、農地法第5条（届出）  
 日程8 報告第4号、農地法第18条（通知）  
 日程9 報告第5号、違反転用事案報告について  
 につきましては、議案書の6頁から13頁にお示しのとおりです。

議長 以上で議案は終了しました。

議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 次に、その他でございますが、何かありますか。

議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2022年第7回総会を閉会いたします。

閉会（午前10時59分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番